

## 「個人番号（マイナンバー）通知届出書」への記入方法

個人番号（マイナンバー）を告知いただく場合に必要な書類となります。

- 「番号確認書類」のご提出が必要となります。

※詳細は申込書の「ご提出ご提出いただく確認書類」ご参照ください。

**個人番号(マイナンバー)通知届出書**

三菱UFJ eスマート証券株式会社 御中

・私は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」第十四条に基づく貴社からの個人番号通知の依頼に対し、金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務、法定書類の作成・通知事務、振替機関等への通知事務のため、個人番号を通知いたします。

・私は、個人番号通知以降、新たに発生が予想される個人番号関係事務が生じた場合、改めて利用目的の特定および連絡を受けたうえで個人番号の通知を行います。

・私は、株式等の譲渡の対価の受領者について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項の規定により、上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当について同政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項の規定により、個人番号を告知します。また株式等の譲渡の対価の受領者、上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当、配当等とみなす金額の交付、償還金等の交付に係る申請書につき、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項、第49条第2項、第52条第2項、第55条、第56条の規定により個人番号を告知します。

・特定口座について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、非課税口座について同法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

現在の届出内容	届出日	口座番号
フリガナ		生年月日
お名前		
フリガナ		
ご住所		

※未成年口座開設の場合は、未成年者様(こども様)の情報を親権者様にて記入ください。

ご署名ください。  
ご本人様のお名前を自署にてご記入ください

※ご本人様の自署にてご記入ください。  
※黒色、又は、青色のペン等でご記入ください。(鉛筆不可)

**【ご署名】**  
ご本人様の自署にてご記入ください。